

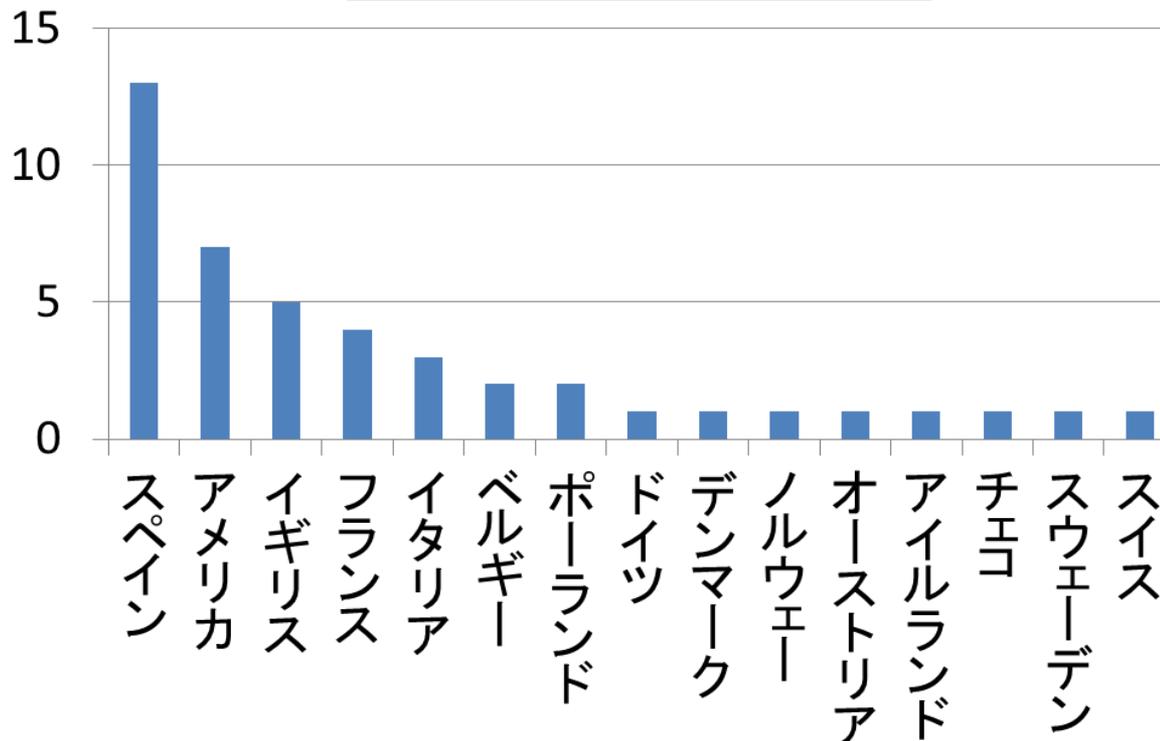
モバイル通信における
競争環境促進について

楽天株式会社 代表取締役会長兼社長
三木谷 浩史

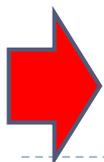
海外における加入者管理機能開放状況

欧米では既に加入者管理機能のアンバンドルが実現しており、15か国44社のMVNOが加入者管理設備を保有。

加入者管理機能を持つMVNO数



出所: MVNO DYNAMICS、
各社ウェブサイト

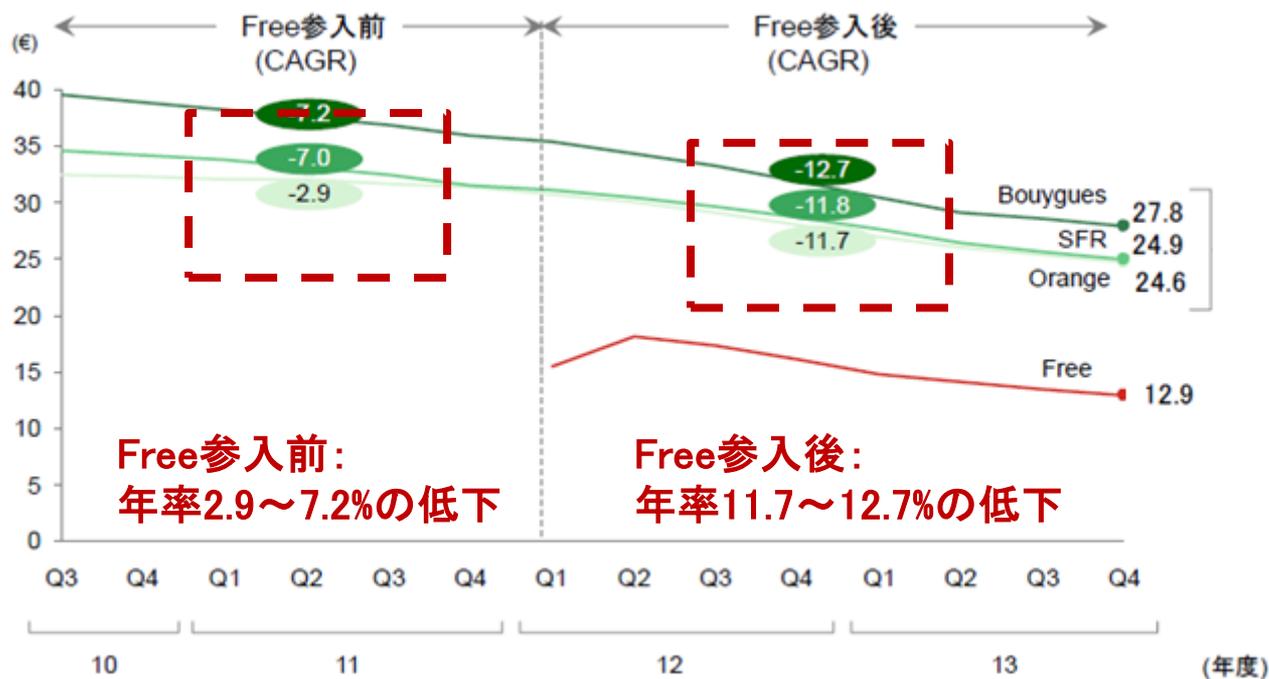


なぜ、諸外国で実現できているアンバンドルが、我が国において実現できていないのか？

アンバンドルによる消費者メリット

フランスでは大手MNOに依存せず独自に加入者管理を行うFree Mobile社の参入により価格の低下と多様な販売方法が登場。

仏携帯電話大手4社の平均顧客単価の推移



SIM自動販売機



➡ アンバンドルは消費者に利益。

EUにおけるMVNO市場概況

MVNO先進国のイギリス・ドイツでは事業者数が多く、しかも独立系事業者が多い。その一部がフルMVNO(※)として事業展開

※MVNOで自社(グループ)でHLR/HSS、GGSNなどレイヤー2接続の設備を運用している事業者



MVNO事業者数が多く、ほぼ独立系。
独立系フルMVNOは5社

MVNOシェア	15.6%
MVNO事業者数	115社
- うち独立系割合	97%
独立系フルMVNO事業者数	5社



MVNO事業者数も多く、MVNOシェアも高い。
独立系がメインで、フルMVNOは2社

MVNOシェア	35.2%
MVNO事業者数	141社
- うち独立系割合	80%
独立系フルMVNO事業者数	2社

※MVNOシェア;各国のモバイル契約件数とそれに占めるMVNO件数

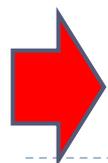
出典: Piran Partners "MVNO Observatory Annual report on the UK market, Spring 2014", National Regulators, MM総研



EU各国では、MVNOシェアが高く、フルMVNO事業者も事業展開されるなど一定の適切な競争環境が確保されている

加入者管理機能の活用可能性

MVNOが顧客管理機能を持つことによりネットワーク多様性が実現。
多くのプレイヤーの参入・競争によりイノベーションを促進。



加入者管理機能をMVNOへ開放することは、
ネットワーク多様性に基づくイノベーションに必要不可欠。

欧州におけるMVNO促進政策の枠組

欧州では通信市場において少数の企業が市場支配力を持ち自由競争が損なわれることのないよう、MVNOを促進する政策を実施している。

政策(規制)の考え方

- ✓SMP (Significant Market Power: 顕著な市場支配力)を保有し、自由競争が確保されていない場合にMVNOへのアクセス・設備提供の義務づけなどを実施

電子通信規制パッケージ

- ✓市場の監視・分析を実施し、有効競争市場ではない場合
- ✓適用国例: スペイン、フランス等

EU企業結合規則

- ✓MNO合併・買収時(特にMNO数が4→3になる時)の認可条件として設定
- ✓適用国例: ドイツ、オーストリア、アイルランド等

電子通信規制パッケージ適用事例

有効競争市場でないとは判断されたスペインでは、アンバンドルを行政が主導的に推進。同様にフランスにおいても、行政の後押しによりアンバンドルが実現。

スペインの事例

- CMT(電気通信市場委員会)がMNO3社が共同で顕著な市場支配力を及ぼしていると認定。3社にMVNOへのアクセス提供を義務づける提案を欧州委員会へ通知(2005)
- CMTがサービスのアンバンドルを含むMVNOへのアクセス義務付け政策を正式に決定(2006)
- 周波数割当にあたり他事業者への開放を義務付け(2011)

フランスの事例

- 競争当局が携帯電話市場の競争促進のためMNOとMVNO間の契約条件見直しを勧告(2008)
- 競争当局がARCEP(郵便監督庁)に対し「着信料引下げが最終的に消費者の利益になるためにはフルMVNO(加入者管理機能を持つMVNO)の出現が不可欠」と言及(2010)
- ARCEPが3G免許割当てや4Gオークションにおいて、MVNO受け入れのコミットメントを選定基準に設定し免許条件に義務として明記(2012)

出所: KDDI総研、公正取引委員会、CMT、CNMC



アンバンドル促進において行政の関与は重要。

EU結合規則適用事例

MNOの買収・合併が競争を妨げないように、継続的な監視・介入が行われている。

年	国	M&AのMNO	MNO数	合併・買収の認可条件
2014	ドイツ	•O2 (Telefonica) •E-Plus	4 → 3	ネットワーク容量の最大30%を最大3社MVNOに販売すること、周波数譲渡を条件づけ
2013	アイルランド	•H3G •O2 (Telefonica)	4 → 3	MVNO支援(容量ベースで最大30%を卸、周波数譲渡)、ネットワーク共用を条件づけ
2012	オーストリア	•H3G •Orange	4 → 3	ネットワーク容量の最大30%をMVNOに販売すること、新規MNO向けとして、周波数譲渡、ネットワーク共用、ローミングを条件づけ
2010	イギリス	•T-Mobile •Orange	5 → 4	ネットワーク共用、周波数譲渡を条件づけ

 モバイル分野の競争市場を確保するためにはMVNOの存在の重要性を行政当局が強く認識。

今後の進め方

11月26日の「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」での総務大臣のご発言を受けて、加入者管理機能のアンバンドル化を含め競争環境整備をさらに推進していくべき

- **競争環境を評価するKPIと将来像の設定**
 - ✓ KPIの設定(例;MVNOシェア、独立系MVNO事業者数、フルMVNO事業者数)
 - ✓ 加入者管理機能を活用した新サービス出現に向けた工程表
- **接続料金引き下げの更なる促進**
 - ✓ 算定原価の年度ごとの公開
 - ✓ 実績値測定年度の当年度化
 - ✓ 長期増分費用(LRIC)方式の導入
- **事業者間協議を更に促進するための措置**
 - ✓ 事業者間協議においてMNOがMVNOへ開示すべき項目の明示と情報開示の徹底、協議期間の目安の設定などの環境整備
 - ✓ 今後の協議の進展や諸外国での実例動向を踏まえ、加入者管理機能をアンバンドル機能にさらに昇格させることの検討